

## 第 4 期 宮崎市障がい者計画の策定について

## 1 障がい者計画について

障害者基本法第 11 条において、障がい者に関する基本的な計画の策定が、国、県、市町村それぞれに義務付けられている。

本市においてはこれまで以下のとおり策定しており、現行の第 3 期計画が本年度で終了することに伴い、現在、次期計画の策定作業を進めている。

※第 1 期計画 平成 9 年度～平成 14 年度

※第 2 期計画 平成 15 年度～平成 24 年度

※第 3 期計画 平成 25 年度～令和 4 年度

## 2 第 4 期計画の策定方針（案）

これまでの計画は第 1 期を除き、10 年間の計画として策定しているが、以下の要素を考慮し、令和 5 年度から令和 11 年度までの 7 年間の計画として策定する。

※計画の期間については自治体にゆだねられている。

①国策定の翌々年度、県策定の翌年度に策定することで、両計画を踏まえることができる。

②市総合計画との整合性をしっかりと図ることができる。

<各計画の関係>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13		
(国)障害者基本計画	第4次					第5次					第6次					第7次					
宮崎県障害者計画	第3次	第4次					第5次					第6次					第7次				
宮崎市障がい者計画	第3期										第4期							第5期			
宮崎市障がい福祉計画 (障がい児福祉計画)	第3期		第4期			第5期 (第1期)			第6期 (第2期)			第7期 (第3期)			第8期 (第4期)			第9期 (第5期)			
宮崎市総合計画	第4次 (前期)					第5次 (前期)					第6次 (前期)					第6次 (後期)					

## 3 障がい者福祉をめぐる法改正などの国・県の主な政策動向

(1) 改正「障害者雇用促進法」一部施行（平成 28 年 4 月）

雇用の分野における障がい者（児）に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務を定めるとともに、法定雇用率の算定基礎の見直しを実施。

(2) 「障害者差別解消法」施行（平成 28 年 4 月）

障がい者（児）に対する国・地方公共団体及び事業所の不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務を定めた。事業者に対しては努力義務とされた。

(3) 改正「発達障害者支援法」施行（平成 28 年 8 月）

法の目的として、個人としての尊厳に相応しい日常生活・社会生活を営むことができるよう早期発見・発達支援が行われるとともに、支援が切れ目なく行われることなどを盛り込む。

国民は個々の発達障がいの特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者（児）の特性に応じた雇用管理を行うよう努めることなどを定めた。

(4) 【国】「障害者基本計画（第4次）」策定（平成30年3月）

共生社会の実現に向け、障がい者（児）が、自らの決定の基づき、社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することを目的とする。

(5) 改正「障害者総合支援法及び児童福祉法」施行（平成30年4月）

障がい者（児）が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことを目的とする。

(6) 「第4次宮崎県障がい者計画」策定（平成31年3月）

新たな施策として、「地域生活支援拠点等の整備促進」や「就労定着支援の活用による職場定着の推進」等を盛り込む。

○「第4次宮崎県障がい者計画」における追加事項

- ・「手話等の普及及び利用促進に関する条例」を制定し、市町村と連携の上、各種施策を展開
- ・障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、「地域生活支援拠点等」の整備促進
- ・障がい者の就労に伴う生活面の課題に対する支援を行うため、「就労定着支援」の活用による職場定着の推進
- ・医療的ケア児等のショートステイ(短期入所)の受入れ促進及び受入医療機関等の看護師等への研修支援

(7) 新「宮崎県発達障がい者支援計画」策定（平成31年3月）

新たな施策として、「発達障害者支援センターの機能強化」や「広報・啓発活動の推進」等を盛り込む。

○「宮崎県発達障がい者支援計画」における追加事項

- ・全ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築を目指し、ライフステージごとに早期発見・早期支援の視点を持つとともに、発達障害者支援センターの機能強化
- ・発達障がいへの理解促進を図るために、当事者や保護者、支援者にとどまらない、広く一般県民や一般企業に向けた広報・啓発活動を進める
- ・成果目標と活動指標を設定し、計画の進捗管理や実施施策の評価等を宮崎県発達障がい者支援地域協議会において確認する

(8) 改正「障害者差別解消法」公布（令和3年6月）

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し合理的配慮を義務化するとともに、行政機関相互間の連携の強化を図る。公布後3年以内に施行される。

(9) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行（令和3年9月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児者への支援が義務化された。

(10) 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（令和4年5月施行）

障がい者による情報の取得利用・意思疎通にあたり、「障がい者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする」等の施策が盛り込まれた。

#### 4 第3期計画の評価 ※詳細は別添資料参照

##### (1) 成果指標 (全13項目)

A評価 (達成率100%以上)	6項目 (46.1%)
B評価 (達成率75%以上 100%未満)	2項目 (15.4%)
C評価 (達成率50%以上 75%未満)	3項目 (23.1%)
D評価 (達成率50%未満)	1項目 (7.7%)
評価できない (コロナの影響による)	1項目 (7.7%)

##### (2) 取組の評価 (全120項目)

A評価 (順調に推進できている)	27項目 (22.5%)
B評価 (概ね順調に推進できている)	77項目 (64.2%)
C評価 (あまり推進できていない)	15項目 (12.5%)
D評価 (推進できていない)	1項目 (0.8%)

##### (3) 計画全体の評価

基本目標1 安全で安心して暮らしていくために ⇒ B評価 (概ね順調に推進できている)

※5施策のうち、4施策がB評価、1施策がC評価

基本目標2 自立と社会参加を進めるために ⇒ B評価 (概ね順調に推進できている)

※4施策のうち、3施策がB評価、1施策がC評価

基本目標3 ともに支え合うために ⇒ C評価 (あまり推進できていない)

※4施策のうち、1施策がA評価、3施策がC評価

#### 5 当事者や関係団体、事業者等へのアンケート調査結果

##### (1) 当事者 (障がい手帳所持者) へのアンケート結果

項目	結果
生活形態	「ひとり暮らし」への移行希望がある一方で、「施設入所」への希望も一定程度ある。
外出の状況	「よく又はときどき外出する」との回答が80.7%で、10年前より2.8ポイント伸びている。
就職・就労	「障がいに対する周囲の理解など働きやすい環境」を求める回答が最も多かった。
災害等緊急時	「不安がある」との回答が70.7%で、10年前より5.1ポイント伸びている。
文化芸術イベント	83.8%が「参加経験なし」である。
宮崎市障がい者基幹相談支援センター	「知らない」が58%であるものの、利用した人の約7割は「役に立った」と回答している。
市への希望	「障がい者への理解」、「在宅福祉の充実」、「医療体制の整備」の順で回答が多かった。

## (2) 関係団体へのアンケート結果

項目	課題・方向性
障がい理解・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者と健常者が、一緒に交流できる場の確保</li> <li>障がい者の活動に対する、市民の認知度の低さ</li> <li>聴覚障がい、高次脳機能障がい等の認知度・理解度の低さ</li> </ul>
地域生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>親亡き後に備えた、一人暮らし、グループホームへの移行</li> <li>安心して暮らせるグループホームの整備</li> </ul>
重度障がい・医療的ケア児者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度の医療的ケア児者の通所や入所の受け入れ先確保</li> <li>医療的ケア児の学校の送迎や通院等の保護者の負担</li> </ul>
情報コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔手話の仕組みや電子掲示板等の普及</li> <li>通訳無しでも分かるような、文字情報（案内板等）の整備</li> </ul>
災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別避難計画の早期作成</li> <li>地域の方々と助け合う支援体制作り</li> </ul>

## (3) 事業者へのアンケート結果

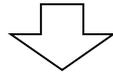
項目名	課題・方向性
福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援に見合った報酬体系</li> <li>事業所の特色等を紹介し、利用者が適切に選択できる仕組みづくり</li> <li>利用者の要望が過大で対応が困難（カスタマーハラスメント）</li> </ul>
人材確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援専門員、ヘルパーが不足している</li> <li>事業所（特に放課後等デイサービス等）、支援員の質の低下</li> <li>福祉を担う人材の育成や事業所とのマッチング強化</li> </ul>
関係機関・部署の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービスへの移行などでの連携不足</li> <li>教育と福祉の連携が不十分</li> </ul>
学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>インクルーシブ教育を更に推進すべき</li> <li>教職員の障がいや福祉サービスへの理解向上</li> </ul>
市の担当課	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員がすぐに異動し、知識や事例等の継承ができていない</li> <li>事業所の事務処理負担を軽減してほしい</li> </ul>

## (4) 企業へのアンケート結果

- 「障がい者差別解消法」の内容を少しでも知っているという回答した割合は、33.6%と低い
- 障がい者雇用に必要な支援として、「雇用主への財政的支援」、「適正を見定めることができる職場実習制度」への回答が多かった。

(1) 基本理念

第3期 「障がいのある人が、安心して自立した生活を送っている」



第4期

**「障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らし、社会に参加できるまちづくり」**

※変更の趣旨：第3期計画の取組があまり進んでいなかった「共生社会の実現」について、基本理念にしっかりと盛り込むほか、災害などへの不安のない暮らしを前提に、教育、就労、余暇など障がい者一人ひとりの意思を踏まえた社会参加の実現を目指す。

(2) 施策の柱・施策 ※第4期計画のポイント

①「施策の柱」を13項目から12項目に再編し、主に以下の4項目を柱として新規で追加した。

- <新規> 「地域生活の支援促進」
- 「福祉サービスの充実」
- 「災害対策等の推進」
- 「外出支援・情報コミュニケーションの促進」

②「施策」を26項目から32項目に再編し、主に以下の3項目について新規で追加し、また9項目について拡充した。

- <新規> 「地域生活支援拠点等の機能充実」
- 「重度障がい及び医療的ケア児者への支援強化」
- 「感染症対策の強化」
- <拡充> 「障がい特性の理解促進」
- 「差別の解消」
- 「人材の育成」
- 「人材の確保」
- 「地域生活への移行推進」
- 「防災対策の推進」
- 「災害対策の強化」
- 「インクルーシブ教育システムの推進」
- 「文化芸術活動の推進」

## 7 スケジュール

- |          |   |
|----------|---|
| 令和3年12月～ | ・アンケート実施（当事者・一般）                          |
| 令和4年 5月～ | ・アンケート実施（団体・企業）                           |
| 8月       | ・宮崎市自立支援協議会及び宮崎市障がい者施策推進協議会               |
| 10月まで    | ・計画素案作成                                   |
|          | ・宮崎市自立支援協議会及び宮崎市障がい者施策推進協議会にて計画素案提示（意見聴取） |
| 12月      | ・パブリックコメント                                |
| 令和5年 1月  | ・パブリックコメント意見に対する回答                        |
|          | ・計画最終案作成                                  |
| 2月       | ・宮崎市自立支援協議会及び宮崎市障がい者施策推進協議会にて計画最終案報告      |
| 3月       | ・計画策定                                     |